

災害廃棄物について (災害時のごみの出し方、仮置場等)

環境部環境政策課

目次

- 1 はじめに
能登半島地震について
- 2 災害廃棄物について
 - (1) 災害廃棄物(災害ごみ)とは
 - (2) 災害時の災害ごみと生活ごみの出し方
 - (3) 災害廃棄物(災害ごみ)の処理の流れ
- 3 災害廃棄物仮置場について
 - (1) 災害廃棄物仮置場とは
 - (2) 災害廃棄物仮置場への災害ごみの出し方
 - (3) 市が開設を検討する災害廃棄物仮置場候補地について
 - (4) 公園仮置場について
- 4 さいごに

1 能登半島地震について

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生したマグニチュード7.6の地震

石川県の被害状況等

※【参照】石川県災害廃棄物処理実行計画

■住家被害

(令和6年2月28日時点)

約75,000棟

■損壊家屋等の解体撤去

解体想定数...約22,000棟

解体期間 ...令和6年3月

～令和7年10月

■災害廃棄物の発生推計量

(令和6年2月28日時点)

約244万トン

石川県の年間ごみ排出量の
約7年分に相当します

※横須賀市の年間ごみ排出量は、約12万トン

1 能登半島地震について

■令和6年能登半島地震における被害状況



建物が倒壊しなくても、
家の中で家具類が倒れることも
あります。



2 (1) 災害廃棄物 (災害ごみ) とは

■ **災害廃棄物** (災害ごみ) とは・・・

地震や水害、台風などの**自然災害によって発生するごみ**

・家の中の片付けにより発生したごみ(家具や家電)
・家の解体により発生したごみ(木くずやがれき)
など

2 (1) 災害廃棄物 (災害ごみ) とは

災害時に発生するごみ

■ **生活ごみ**

- ▶ 日常生活で発生するごみ
- ▶ 『ごみ集積所』にお出しください
- ▶ 燃せるごみ(生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品等)を優先的に収集します

■ **災害ごみ** (災害廃棄物)

- ▶ 自然災害によって発生したごみ
- ▶ 『災害廃棄物仮置場』にお出しください

2(2) 災害時における生活ごみと災害ごみの出し方

「ごみ集積所」へ排出



※目安
発災後4日から
燃せるごみを優先
的に収集します。

「災害廃棄物仮置場」へ搬入

災害ごみ



道路には置かないで
ください!



車両の妨げや撤去
時間・費用の増加
の原因に...

出典：災害廃棄物対策フォトリサーチンネル

2(2) 災害時における生活ごみと災害ごみの出し方

■注意事項

- ✓ 「生活ごみ」はごみ集積所をご利用ください
⇒燃せるごみ(生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品等)を優先的に収集します。
- ✓ 災害廃棄物仮置場に「生活ごみ」は持ち込めません
⇒悪臭の原因になります！
- ✓ 「災害ごみ」は道路脇やごみ集積所に出せません
⇒緊急車両・収集車両の通行や、ごみの収集の妨げになります！
- ✓ 災害廃棄物仮置場へは、分別して出すことが重要です
⇒ごみの積み下ろしに時間がかかり渋滞の原因になるほか、
処理時間や処理費用の増加に繋がります！

2 (3) 災害廃棄物 (災害ごみ) の処理の流れ

■ 災害ごみの運搬・処理の流れ



『平成29年九州北部豪雨災害 福岡県朝倉市』
出典: 災害廃棄物対策フオトチャンネル

3 (1) 災害廃棄物仮置場とは

災害廃棄物仮置場とは…?

自宅で発生した災害ごみを、市民やボランティアの方々にお持ち込みいただくための場所

※生活ごみを出す場所(ごみ集積所)とは異なります



『平成29年九州北部豪雨災害 福岡県朝倉市』
出典: 災害廃棄物対策フオトチャンネル

3 (1) 災害廃棄物仮置場とは



きちんと分別されている
災害廃棄物仮置場

『平成28年熊本自身 熊本県の仮置場の様子』

出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル

3 (1) 災害廃棄物仮置場とは



『令和4年福島県沖を震源とする地震 福島県相馬市』

出典:災害廃棄物対策フォトチャンネル

3 (1) 災害廃棄物仮置場とは

災害廃棄物仮置場を作らないと...

混合したごみが道路に出されてしまいます...



『令和元年房総半島台風 千葉県鋸南町』

出典:災害廃棄物対策フオトチャンネル

『平成28年熊本地震 熊本県の被害の様子』

出典:災害廃棄物対策フオトチャンネル

13

3 (1) 災害廃棄物仮置場とは

道路や空地に災害ごみが出される
(勝手仮置場)

車両の通行やごみの
収集の妨げになる

ごみの収集・処理や
復興の遅れに繋がる



『令和2年7月豪雨 熊本県人吉市』

出典:災害廃棄物対策フオトチャンネル

きちんと管理されている仮置場の
迅速な設置が重要！！

14

3 (2) 災害廃棄物仮置場への災害ごみの出し方

■ 仮置場案内のチラシ (例)

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内

〇〇地区により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください、分別にご協力をお願いします。
 ■ 仮置場で受け入れるごみ
 家庭で発生したごみの持ち込みは以下の通りです。

- 1 可燃物
- 2 ガラス・陶器類
- 3 布匹類
- 4 瓦
- 5 金属類
- 6 たたみ
- 7 家具類
- 8 木くず
- 9 石膏ボード・スレート
- 10 家電類

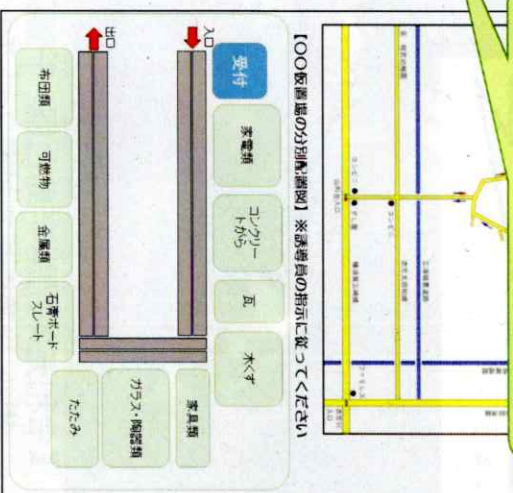
【持ち込めないごみ】
 ● 粗大、収集している状態のごみ (生ごみ、不燃ごみ、資源物) ● ガラス、石膏・コンクリート等は、分別のごみ袋に、ごみ袋一面を被せてください ● 家電類 ● 危険物

注意事項
 ● 袋に入れて持ち込む場合は、透明・半透明な袋に入れてください ● ハンディー・タイド、洗剤などの (臭気臭、ガスボンベ、灯油、農薬等) は、密栓入れしてください ● ガラスの破片は、鋭利なものを避けてください

■ 仮置場では、警備員の指示に従って決められた場所に置いてください
 ※ 裏面をご覧ください

場所：〇〇仮置場
 受付時間：9:00～16:00
 開設時間：9:00～16:00
 [問合せ] 環境課中 環境対策課 電話822-8419

災害発生後、仮置場の場所や開設期間等について広報します！！



3 (2) 災害廃棄物仮置場への災害ごみの出し方

■ 災害廃棄物仮置場にお出しただけのごみの種類

家の中の**片付け**により発生するごみ

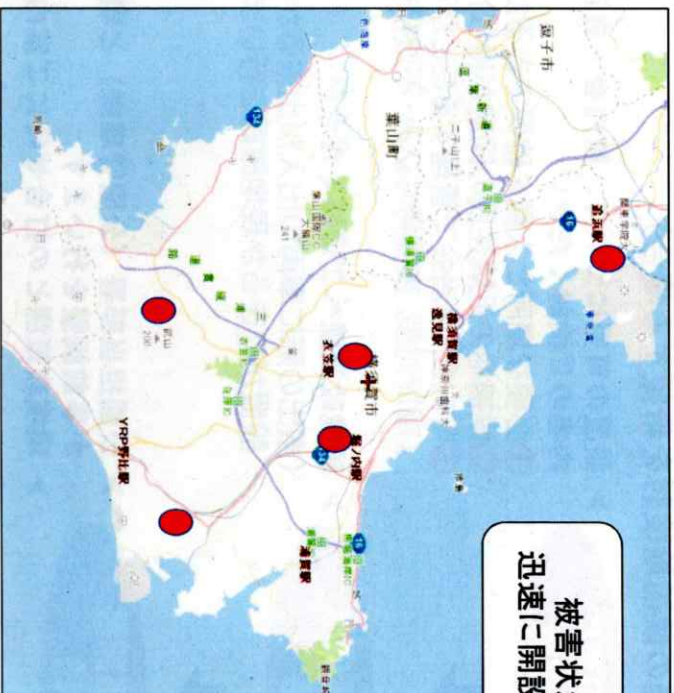
- ・ 家電 (冷蔵庫、洗濯機など)
- ・ 家具 (たんす、テーブルなど)
- ・ 可燃物 (紙、衣類など)
- ・ ガラス、陶器
- ・ 布匹
- ・ 畳

家の**解体**により発生するごみ

- ・ 木くず
- ・ コンクリート
- ・ 金属類
- ・ 瓦

3 (3) 市が開設を検討する災害廃棄物仮置場候補地

■市が開設を検討する災害廃棄物仮置場候補地



被害状況把握後、
迅速に開設を判断します

3 (4) 公園仮置場について

■公園仮置場とは

地元住民の方に災害ごみをお持ち込みいただく場所

搬入者	地元住民の方々
搬入できるごみの種類	災害ごみ(布団、家電、衣類など) ※生活ごみは搬入できません!
想定される場所	地元の公園
管理主体	町内会・自治会
メリット	地元住民の方がごみを出しやすい ※仮置場への持ち込みは、基本的には車が必要です
課題	・夜間の 不法投棄 、 地元住民以外の持ち込み対策 ・ 騒音 や ごみの飛散 、 悪臭 ・ 害虫対策 ・ 近隣住民の方の同意

3 (4) 公園仮置場について

■**検討から事前の続きまでの流れ**
(公園仮置場の候補地検討を希望する場合)



19

4 さいでに

1 「災害ごみ」と「生活ごみ」は出し方が異なります！！

「災害ごみ」は**災害廃棄物仮置場**に、
「生活ごみ」は**ごみ集積所**にお出しください

2 災害ごみの分別もご協力お願いします！！

分別されていないと、ごみの**搬入**や**収集**、**処理**の**遅れ**につながります

3 公園仮置場候補地のご相談は環境政策課へ！！

環境政策課へご連絡ください
電話:046-822-8419

20